

議第30号

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

滋賀県行政財産使用料条例（昭和39年滋賀県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第4項第2号中「2,530」を「6,750」に、「5,540」を「6,010」に改め、同項第3号中「3,220」を「3,750」に改め、同表第5項中「3,760」を「1,180」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。